令和８年度第２回旭川市地域包括支援センター運営協議会　会議録

日時	令和８年１０月１９日（月）　午後６時３０分～午後７時４０分
場所	旭川市総合庁舎７階　大会議室Ａ（旭川市７条通９丁目）
出席者	委員１３名 石川委員、伊藤委員、今井委員、及川委員、葛西委員、木下委員、久保田委員、栗田委員、柴田委員、千野委員、中條委員、野嶋委員、山田委員 事務局５名 宮川長寿社会課長、星補佐、坂田主査、浅沼、児玉
会議の公開・非公開	公開
傍聴者	０名
資料	資料１　審議事項第１号　第１号介護予防支援事業及び指定介護予防支援の一部の居宅介護支援事業所への委託について 資料２　審議事項第２号　旭川市地域包括支援センター運営方針（素案） 資料３　審議事項第２号　旭川市地域包括支援センター運営業務委託仕様書（素案） 当日資料１　審議事項第２号　令和９年度地域包括支援センター運営方針・仕様書の変更点について 当日資料２　審議事項第３号　業務委託に係る随意契約参加確認公募の要件について

議事内容等	発言者	発言の要旨
1 開会	事務局	出席者が運営協議会の定足数に達していることを報告した。 委員１名の退任に伴い、新任委員の紹介をした。
2 審議事項 ・第１号 介護予防支援事業及び指定介護予防支援の一部の居宅介護支援事業所への委託について	事務局 会長	資料１を用いて説明をした。 質問・意見等がないため、本審議事項について承認する。
・第２号 次期地域包括支援センターの運営方針及び運営業務仕様書の素案について	事務局 A 委員 事務局 A 委員	当日資料１を用いて説明をした。 取り組みやすい方針・仕様書となっている。特に個別課題から地域課題を把握し、地域環境づくりや社会資源開発の推進を明確にしている点がよい。 運営方針で３つの重点事項を定めているが、これらを選定した根拠は何か。 また、運営方針の中で複合的な課題については、市の関係部局と連携を図るとされているが、どこが中心となって連携を進めるのか。 重点項目については、「第 10 期旭川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の重点施策の中から、特に地域包括支援センターに関係する事項として、この３つを取り上げた。 複合的な課題への取り組みについては、仕様書の「地域共生社会の観点に立った包括的な支援」に記載のとおり、他分野の対応が必要な課題については、関係機関などと連携を図り、適切な役割分担のもと支援を行う。高齢者に関する課題については地域包括支援センターが主導となり支援を行い、制度の狭間や、子育て・障害など他分野が関係する場合は速やかに関係部署に繋ぎつつ、高齢者に関する課題は引き続きセンターが支援を行うことになる。 BCP（事業継続計画）について、運営方針では「策定し」と記載され、仕様書には「策定するように努める」と記載されている。各包括支援センターの策定状況についての認識を伺いたい。

議事内容等	発言者	発言の要旨
	事務局	BCP は、災害時等の緊急時に速やかに業務に復帰・継続するための計画である。介護予防支援事業所としては策定が義務付けられているが、相談業務を行う地域包括支援センターとしては策定義務とはなっていない。現状では各センターが策定済みであり、今後の課題としては、市側の対応とセンターとの連携であると考える。
	A 委員	仕様書の１９ページの３～4 行目で「仕様書Ⅱ－３」となっているが、「仕様書Ⅱ－５」の誤りではないか。
	事務局	御指摘のとおりであり、修正する。
	A 委員	運営方針、仕様書とも充実した内容となっている。次年度以降については、このまま進めてほしい。
	事務局	運営方針、仕様書中には新設と記載している個所が全体として多くみられるが、これは、新たな取組を追加したというよりも、これまでも実施してきた業務や位置づけがあいまいであった事項を改めて整理し、明記した。そのため、全体としてボリュームが多く感じられる。
	B 委員	仕様書中の「委託料の支払い」については、基本分と加算分に構成されている。予算折衝中のため、具体的な説明は難しいかと思うが、加算算定の現時点の考え方について教えてほしい。
	事務局	加算分については、全国の自治体でも重点的な施策を推進するために創意工夫をしながら設けられており、本市でも今回初めて導入を検討した。想定としては、認知症カフェの開設や継続の支援、チームオレンジの立ち上げや継続支援など、これまで評価が難しかった事案についてピックアップしている。 また、自立支援型の地域ケア会議の開催については、会場費などの経費がかかることから加算分に加えた。なお、センターからは実施回数ではなく、内容によって加算されるのが適当ではないかという意見もあり、今後の検討課題と認識している。

議事内容等	発言者	発言の要旨
	C 委員	基本分と加算分の認識として、これまで委託料として支払われていたのが基本分となり、実績に応じて支払われるものが加算分として措置されるという理解で間違いないか。
	事務局	おっしゃるとおりである。これまで委託料の積算は、人件費とその経費が主であったが、積極的に取り組みを行うセンターは労力や経費も伴うことから、その評価として今回初めて加算分を計上している。
	C 委員	人員の欠如が生じた場合には、委託料の返還が生じる場合があるとなっているが、職員が病気療養により長期休暇を取得した場合も返還が生じるという解釈でよいか。
	事務局	従前はこのような事例が少なかったが、第８期あたりから病気療養や家庭の事情等による欠如事例が増えてきた。現状は、欠如開始の翌々月から返還対象期間となる。
	C 委員	例えば病気療養中であれば返還対象期間が生じるので、無理をして復帰するということもあり得るのではないか。
	事務局	現在でも病気療養、出産等で既定の月数を超える長期休暇については、センターと協議している。 国の基準省令等に基づいた人員、職種の配置基準で委託をしていることから、返還措置をとっているのが現状である。
	C 委員	療養中など一定期間のみの欠員補充はなかなか難しい。欠員が生じていても業務は残った職員が負担するのであるから、その時のケースにもよると思うが、考慮できないだろうか。
	事務局	今後も様々なケースがあるかと思う。引き続き検討・研究していきたい。
	会長	他に質疑がなければ、本審議事項については承認し、次の議事へ進める。

議事内容等	発言者	発言の要旨
・第３号 業務委託に係る随意契約参加確認公募の要件について	事務局	当日資料２を用いて説明をした。
	D 委員	現委託法人との契約を予定しているとのことだが、これは、市の条例や根拠法令に基づくものか、通常、３年といった長期の契約であれば、広く参加者を募った結果１者となるのが一般的ではないかと考えるがどうか。
	事務局	現在の法人がその地域の住民とのコミュニケーションなどで培った独自のノウハウや人員を保有しており、その専門性を鑑み、次期の契約においても委託するという前提でいる。ただし、別の法人でも専門的な知識と必要な人員を保有し、契約に参加を希望するという場合は、今回の参加確認公募に手を挙げていただき、その上で要件に該当している場合は、プロポーザル方式により選定することとなる。
	会長	他に質疑がなければ、本審議事項については承認し、次の議事へ進める。
３ その他	事務局	市が主催する講演会等の案内を行った。
	会長	みなさんも時間がありましたら参加願います。
４ 閉会	会長	全体を通して質問等がなければ、これをもって本日の会議は終了する。